

子育て世帯臨時特例給付金

町では、消費税率引上げの影響を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として、児童手当を受給している方に「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

給付金の概要については、次のとおりです。

1. 支給対象者

次の条件を満たす方

平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）を受給

- ① 平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額未満
- ② 児童手当の認定請求を失念する等して、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、対象となり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市町村の窓口にご相談してください。

2. 支給額

支給対象児童1人につき3,000円

3. 申請方法

平成27年5月末頃に「児童手当現況届」とあわせて申請書等を送付しておりますので、必要事項を記入し、町民課保健福祉グループまたは問寒別出張所へ提出してください。

※ 公務員の方は、各所属庁から申請書（統一様式）及び「児童手当受給状況証明書」が交付されますので、申請書へ必要事項を記入し、証明書等を添付のうえ、町民課保健福祉グループまたは問寒別出張所へ提出してください。

4. 申請受付期間

平成27年6月1日（月）～平成27年9月1日（火）

問い合わせ先 町民課保健福祉グループ 電話 5-1115 内線(157)、告知端末 5-8815

生活での不安・悩みや困りごと出前相談会のお知らせ

生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月より生活困窮者の相談支援事業が全国一斉に本格スタートしました。

稚内市社会福祉協議会 自立生活支援センターは、宗谷総合振興局より委託を受け、宗谷管内にお住まいの方の相談支援事業を実施しております。

この度、日ごろの生活での不安・悩みなどを抱えておられる方々に広くこの制度をご利用いただくために幌延町において「出前相談会」を実施いたします。

- ・現在の収入が少ない、全くない状況で生活に不安を抱えている。
- ・仕事を探しているが、なかなか見つからない。
- ・借金や公共料金、税金の滞納があり家計のやりくりが難しい。等々

あなたの不安・悩みや困りごとをお伺いし一緒に考え、そして問題解決へのお手伝いをさせていただきます。

一人で悩まず、先ずはこの機会、相談においでになりませんか。

ご相談されたい方は、事前に電話でのご予約をお願いします。

詳細については、下記までお問い合わせください。

※ 相談無料・秘密厳守

相 談 会 場	月 日	時 間
幌延町生涯学習センター 研修室1	8月18日（火）	10：00～15：00
	10月6日（火）	
	12月8日（火）	

社会福祉法人 稚内市社会福祉協議会 自立生活支援センター
連絡先：0162-24-0707
担当：小濱 美和